

第6部 都市とみどりが調和するまちづくり  
～市街地・都市基盤整備分野～



## 計画的な土地利用の推進

## 施策の方針

本市では都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などに基づいた法規制の活用や、国土利用計画や都市計画マスタープラン、農業振興地や整備計画など各種土地利用に関する計画の策定と必要に応じた見直しにより、土地利用方針の明確化や秩序ある土地利用の規制・誘導に努めています。

今後も、これら法規制や関連計画に則った土地利用の展開を進めるとともに、社会情勢の変化や人口増加等を踏まえ、適切な時期や規模における区域や計画の見直しを検討します。

## 現状と課題

## ○土地利用の状況

本市の土地利用構成をみると、平成 21（2009）年において畑が 40%と最も多く、宅地が 31%で続いています。本市は、自然環境や農地に囲まれた農村でしたが、近年では住宅を中心とした宅地化が急速に進行しており、既成市街地や各集落には住宅用地が広がり、幹線道路の沿道には商業施設の立地がみられるようになっていきました。豊崎地区では、県土地開発公社が主体となった大規模開発事業（豊見城市地先開発事業）が実施され、住宅地や道の駅豊崎、アウトレットモールをはじめとする大規模商業施設の立地が進行しています。最近では、レンタカーステーションが立地し、製造業の進出も進められています。

急速な人口増による宅地化が進行したことで、農地と住宅の混在や、丘陵地への住宅の立地が進み都市基盤が不十分な地域もみられることから、秩序ある土地利用の展開が求められます。

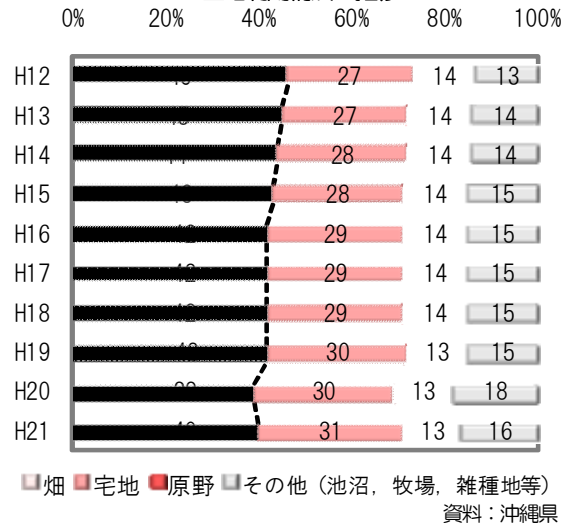
## ○土地利用規制の状況

本市は、都市計画法に基づく「那覇広域都市計画区域<sup>※1</sup>」の一部に含まれており、上田地区を中心とする既成市街地と豊見城団地地区、そして豊崎地区が「市街化区域<sup>※2</sup>」に指定されています。「市街化区域」には「用途地域<sup>※3</sup>」が指定され、建築の用途・形態・高さなどに関する制限があります。それ以外の部分は「市街化調整区域<sup>※4</sup>」であり「当面は市街化を抑制すべき区域」となっていますが、実際には「開発許可<sup>※5</sup>」などにより、都市的な土地利用が散発的に進行している状況です。

その他、漫湖及びその周辺に指定されている「鳥獣保護区<sup>※6</sup>」「特別保護地区<sup>※7</sup>（ラムサール条約登録湿地）」や、「農業振興地域<sup>※8</sup>（農用地区域<sup>※9</sup>）」「保安林<sup>※10</sup>」「漁港区域<sup>※11</sup>」などが指定されており、各々に土地利用に関する規制があります。

今後も、これら土地利用に関する法規制を活用し、適切な土地利用を誘導していくことが求められます。

土地利用構成の推移



## 【用語解説】

- ※1 都市計画区域：一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域
- ※2 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域
- ※3 用途地域：用途の混在を防ぐため、建築の用途・形態・高さなどに関する制限
- ※4 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域
- ※5 開発許可：一定の要件に該当する開発行為について開発事業者等が許可を得て行うもの
- ※6 鳥獣保護区：鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域
- ※7 特別保護地区：湿地の保全に関する条約であるラムサール条約に基づき漫湖の水域に指定
- ※8 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域
- ※9 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね 10 年先を見越して農用地等として保全していくべき土地
- ※10 保安林：森林法に基づき、公益目的を達成するため伐採や開発に制限を加える森林
- ※11 漁港区域：漁港の維持、保全を行う区域

### (1) 土地利用方針の明確化

基本構想に示す将来都市構造を基本に、都市と農村と自然が調和した効率的で住みやすい「集約型都市構造（コンパクトシティ）」の形成を図ります。また、土地利用の大枠を規定する豊見城市国土地利用計画や、土地利用方針を含めた都市計画のあり方を示す豊見城市都市計画マスタープランの市民への周知を図り、適切な時期における見直しを検討します。

優良農地の保全と農業振興に向け、農業振興地域における農用地区域を定める豊見城市農業振興地域整備計画においても、市民への周知を図り、適切な時期の見直しを検討します。

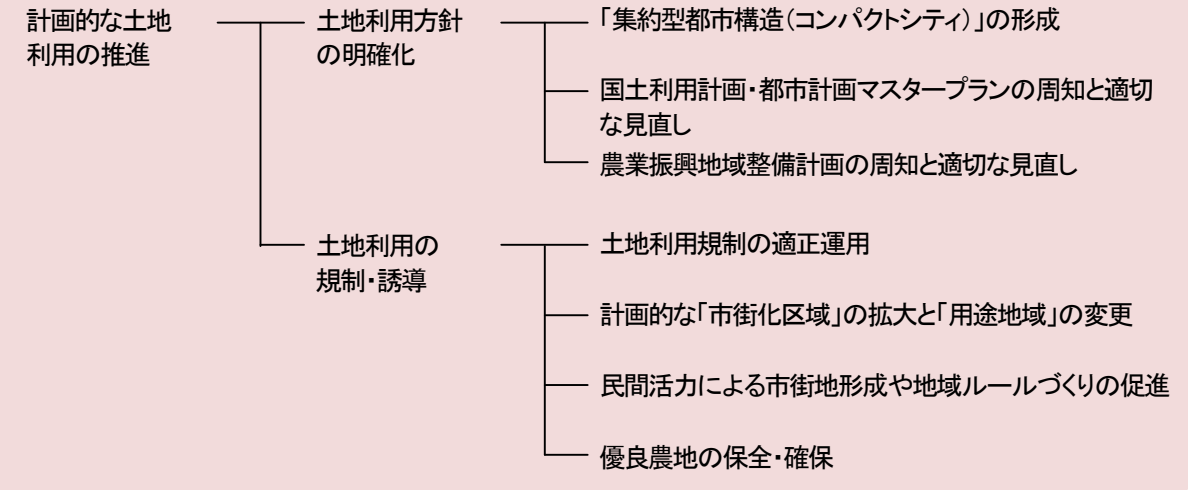
### (2) 土地利用の規制・誘導

都市計画法における「区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）」や「用途地域」などの土地利用の規制に関わる基本的な制度を、県との役割分担の下適正に運用していくとともに、「用途地域」及び「地区計画<sup>※12</sup>」の遵守のため、啓発や広報に努めます。

また、「中心市街地」や豊崎地区などの既存市街地の土地利用の推進を行った上で、都市化の動向や市民ニーズを踏まえ、土地利用方針を定めた計画的な「市街化区域」の拡大や「用途地域」の変更等を検討します。市街地整備に当たっては、民間活力の活用に努めつつ、「土地区画整理事業<sup>※13</sup>」や「地区計画」などを活用した計画的な市街地形成を促進・検討していくとともに、その他の地域を含め、「地区計画」や「建築協定<sup>※14</sup>」などのまちづくりにおけるルールづくりと締結を促進します。

「農用地区域」を中心とした優良農地の保全と有効利用を図りつつ、その除外に当たっては特に計画的な土地利用の誘導に努めます。

#### 施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
国土利用計画の改訂	第3次計画を策定 (H14年12月)	見直し	進行管理
都市計画マスタープランの改訂	現計画を策定 (H21年3月)	見直し	進行管理

#### 【用語解説】

※12 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※13 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

※14 建築協定：地権者間、地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定

豊見城交差点付近の「中心地」を本市の「中心市街地」と位置づけ、「中心市街地土地区画整理事業」の代替事業や土地の高度利用、施設誘致、民間活力の活用などを推進し、「中心市街地」の形成に向けたまちづくりを進めます。

一般の市街地や集落地域においては、適切な土地利用の規制・誘導と生活基盤の整備・充実などにより、生活環境の維持・向上に努めます。

また、本市の特徴を活かした自然・文化景観や田園景観との調和のとれた美しい都市景観の形成や、公営住宅の維持管理、民間による良質な住宅づくりの支援などの総合的な取組により、質の高い美しい市街地の形成を推進します。

### ○明確な中心市街地のない都市構造

豊見城交差点付近の「中心地」では、都市計画に基づく市街地開発事業として「豊見城土地区画整理事業」が完了し、「宜保土地区画整理事業」は早期完了に向けて取り組んでいます。

「中心市街地土地区画整理事業」については、「土地区画整理事業<sup>※1</sup>」を縮小する方向で、代替手法による整備を地権者とともに検討中です。

本市は、明確な「中心市街地」の位置づけを行っていませんが、本市の「中心地」において、土地区画整理事業や代替事業による市街地開発事業や公共公益施設の集積などを図り、「中心市街地」を形成していくことが求められます。

中心市街地



### ○市街地の拡大

昭和 55（1980）年に「豊見城団地」が「人口集中地区（DID）<sup>※2</sup>」の要件を満たして以降、本市の「市街化区域<sup>※3</sup>」は拡大しています。「市街化区域」では住宅を中心に商業・業務など都市的な土地利用が図られています。

今後も、市民の生活環境の維持・向上に向け、土地利用の規制・誘導や必要な生活基盤の整備・充実により、計画的に市街地を形成していくことが求められます。

豊見城団地改良住宅



#### 【用語解説】

※1 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

※2 人口集中地区（DID）：都市としての市街地の規模を示す指標。基本単位区の人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上かつ隣接した基本単位区の合計人口が5,000人以上となる地区

※3 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

※4 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域

### 〇都市景観づくりの視点

平成 16（2004）年に景観法が制定されるなど、都市景観が重要なテーマとなっています。

本市には、瀬長島などの西海岸一帯やとよみ大橋と漫湖周辺、丘陵地とグスク群、豊崎地区などの新市街地や昔ながらの集落地の田園風景など、様々な景観資源が存在しており、特徴ある景観を形成しています。

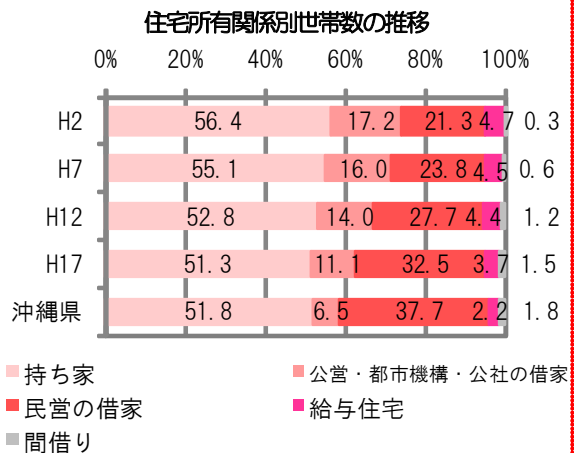
これら特徴ある景観を保全・活用し、優れた都市景観を形成していくことが求められます。

### 〇良質な住宅の確保

本市では、持ち家世帯の割合が半数強を占めていますが、核家族化の進展や市外からの流入によりマンションなどの民間借家が 30%を超え、近年急速に増加しています。

豊見城団地などの公営住宅に住む世帯も1割程度となっています。本市は、豊見城団地地区に住宅地区改良事業を導入し、老朽化した住宅の建替えを進めています。平成22（2010）年度には集会所の整備を終え、現在は、緑地・道路・下水道などの整備事業を実施しており平成23（2011）年度中に事業完了の予定となっています。

既存の住宅地の改善や公営住宅の維持・管理はもちろんのこと、今後の人口増加や高齢社会の到来を想定し、良質な住宅を確保していくことが必要です。



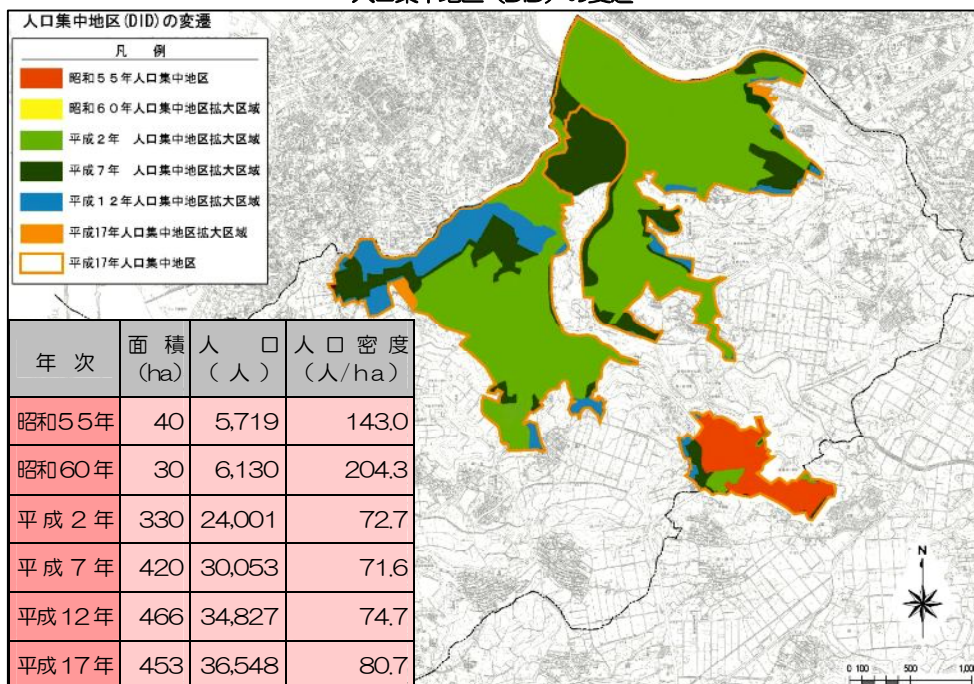
### 公営賃貸住宅の状況

団地名	棟数	戸数	建築年度
県営住宅	21	1,445	
上田団地	3	128	H20~22
渡橋名団地	4	253	H13~19
豊見城団地	2	100	H21~23
真玉橋市街地住宅	3	287	S58~59
豊見城高層住宅	3	140	H3~5
翁長高層住宅	1	128	H5~7
豊見城団地県改良住宅	5	409	H17~21
市営住宅	6	419	
豊見城団地市改良住宅	6	419	H17~22
合計	27	1,864	

※平成 22 年 12 月末現在

資料：市営住宅課

### 人口集中地区 (DD) の変遷



### (1) 中心市街地の形成

豊見城交差点付近の「中心地」を本市の「中心市街地」と位置づけ、地域の活性化に向けた「中心市街地」の形成を進めます。

市街地開発事業については、「宜保土地区画整理事業」の早期事業完了を図ります。「中心市街地土地区画整理事業」については、街路事業や地区計画<sup>※1</sup>を中心とした代替事業を地権者とともに検討し、早期に事業化を図ります。また、県道 11 号線や県道 68 号線の拡張整備に伴い、沿道の高度利用の促進を図ります。

事業区域以外を含め、市の「中心市街地」として育成すべき区域を明確化し、施設の立地誘導や都市基盤整備、民間活力の活用、土地利用の規制・誘導策などを総合的に展開します。長期的視点から、市庁舎や学校施設の立地のあり方を含めて検討します。

### (2) 市街地の計画的なまちづくり

生活道路における歩道の整備や植栽、段差解消などのバリアフリー化<sup>※2</sup>、サインや街灯の充実などの公共空間の充実策を、総合的に展開します。

地区特性を踏まえた地区計画の導入などにより、建物のデザインや高さ、形状などについて、各々にふさわしい土地利用の規制と誘導を推進します。

### (3) 都市景観の創出

とみぐすくの前風景ともいえる田園景観などの保全・形成に努めるとともに、市街地や集落地においては、地域特性に応じた景観の創造に努めます。

これらを損ねることがないように、周辺地域における土地利用の規制・誘導にも配慮するとともに、市民に対しても景観づくりの意識向上に努めます。

### (4) 良質な住宅づくり

市営及び県営の公営住宅における適正な維持管理を推進・要請していきます。

また、民間における各種の優良な住宅に対する認定制度などを紹介・普及するなど、市内の住宅全体の質を向上させるため民間を含めた優良住宅の確保に努めます。

#### 【用語解説】

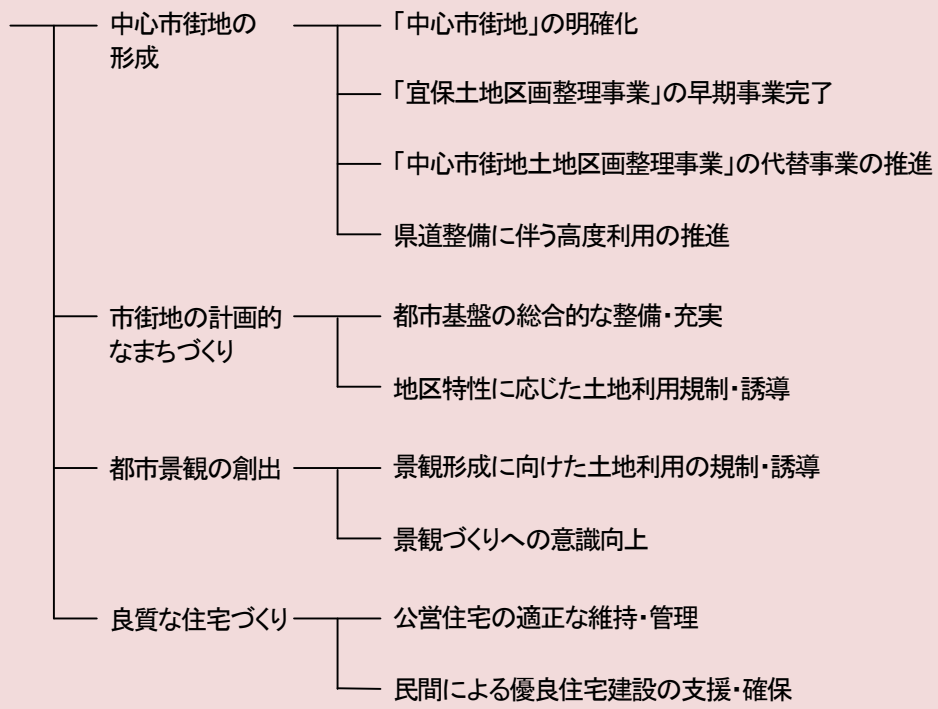
※1 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※2 バリアフリー化：段差などの障害の除去



施策の体系

調和のとれた市街地の整備



調和のとれた市街地の整備

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
中心市街地土地区画整理事業	代替手法の検討	代替手法の決定・事業化	事業実施
地区計画等のきめ細かなルールづくり	2地区 (宜保地区・豊崎地区)	他の地区での導入検討	他の地区での導入

国道や県道においては、事業中の道路整備の促進と、広域交通を担う新たな幹線道路の整備検討を要請していきます。また、幹線となる市道の計画的かつ効果的な整備と維持管理に努め、市内の道路網の形成を図っていきます。

生活道路（住宅地内の市道や集落道）については、地域住民の安全性や快適性を考慮し、適正な整備・改良に努めます。

### ○幹線道路網の整備状況

本市の主要な幹線道路には、国道4路線及び県道8路線があり、本市の広域的な自動車交通の多くを処理しています。近年では、高規格道路（高速道路）である那覇空港自動車道（豊見城東道路）や豊崎地区への国道331号バイパスが一部供用開始したことにより、広域交通の利便性が飛躍的に向上してきています。

しかし、都市を形成する上で重要な「都市計画道路<sup>※1</sup>」として23路線が定められているものの、改良率は64.4%（平成19（2007）年3月）にとどまっています。また、幹線となる市道（1級・2級など）の改良状況も51.1%（平成21（2010）年4月）であり、道路の整備が人口増による都市化の進展に追いついていない現状も一部見られます。

### ○安全で快適な生活道路の確保

生活道路網の整備水準は、埋立てによる開発を行った豊崎地区や「土地区画整理事業<sup>※2</sup>」を実施している宜保・豊見城地区といった計画的な市街地開発が実施された区域では高いものの、急速な宅地化が進行している地区など、その他の地区では比較的低い状況にあります。また、生活道路整備に対する市民の期待も高いものとなっています。

市民の生活に密着している住宅地内の市道や集落内道路などにおいては、適切な整備・改良や維持・管理を実施していくことが求められます。

国道331号バイパス



都市計画道路の整備状況 単位：km、km/千人、%

	計画 総延長	計画 水準	改良済 総延長	整備 水準	改良 率
豊見城市	32.0	0.59	20.6	0.38	64.4
那覇広域	395.7	0.51	293.2	0.38	74.1
沖縄県	708.8	0.55	532.0	0.42	75.0

※計画水準は人口千人当たりの計画総延長

※整備水準は人口千人当たりの改良済総延長

資料：都市計画年報（平成19年3月）

市道の整備状況

単位：m、%

	実延長	改良済未改良				改良率
		55m以上	55m未満	55m以上	55m未満	
1級	32,088	18,770	1,612	137	11,569	63.5
2級	13,568	5,695	2,029	702	5,142	56.9
その他	76,712	14,237	20,217	5,000	37,258	44.9
計	122,368	38,702	23,858	5,839	53,969	51.1

※平成21年4月現在

資料：道路施設現況調査

#### 【用語解説】

※1都市計画道路：「都市計画法」に基づき「都市計画決定」を行い整備する道路

※2土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業



### (1) 幹線道路網の整備

那覇空港自動車道（豊見城東道路）の那覇空港への延伸などにより増加が予想される広域的な自動車交通処理機能を担う幹線道路網から順次整備を要請し、交通渋滞の緩和・解消を図ります。

沖縄県が実施している本市の東西の中心軸となる県道 11 号線及び県道 68 号線の改良を促進します。また、県道東風平豊見城線の整備を促進するとともに、隣接する南部市町とのアクセス性の向上を図るため、東西の幹線道路の強化などを要請します。

さらに、平成 22（2010）年度に策定した豊見城市道路整備プログラムの適切な運用により、幹線となる市道については計画的かつ効率的に整備を進めます。市道の長寿命化を図るとともに、適正な維持管理に努めます。歩道や街灯、街路樹の整備、案内サインの充実、「ストリートファニチュア<sup>※2</sup>」の整備なども検討・要請します。また、沿道の土地利用の適切な規制・誘導とともに、道路と一体となった景観形成や生活環境の向上なども検討します。

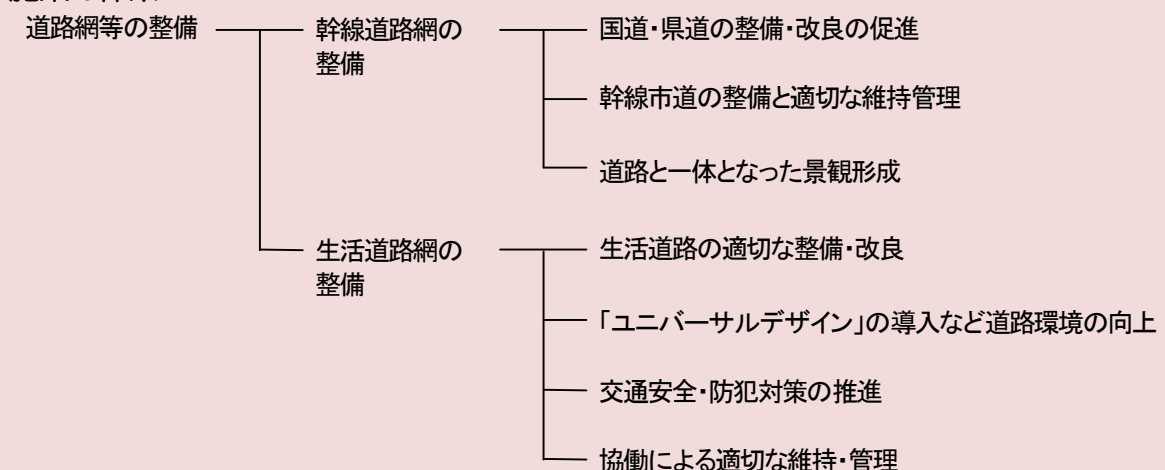
### (2) 生活道路網の整備

道路幅員や隅切りの確保、歩車道の分離、行止り道路の解消など、生活道路（住宅地内の市道や集落道など）の危険箇所から順次整備・改良を実施し、幹線道路と連絡する有機的なネットワークを計画的に形成します。

段差の解消など、だれもが利用しやすい「ユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>」を推進し、道路環境の向上に向け取り組みます。特に、スクールゾーンや福祉施設周辺、住宅地内などでは、「コミュニティ道路<sup>※4</sup>」の推進や歩道設置などの交通安全対策等を実施します。

また、市道については適切な維持管理に努めるとともに、美化活動など市民と協働の取組を推進します。

#### 施策の体系



目標指標	実績値	2015 年目標値	2020 年目標値
市道改良率	51.1% (H21 年4月)	58.0%	60.0%

【用語解説】

- ※2ストリートファニチュア：街灯やベンチ等、歩行空間の快適性を高める道具
- ※3ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり
- ※4コミュニティ道路：蛇行や曲り角などにより自動車の速度を落とさせ、歩行者の安全性や快適性を考慮した歩行者優先道路

交通渋滞緩和や環境負荷の軽減、「交通弱者」の利便性向上などの観点から、既存の公共交通である路線バスの維持・充実については、バス事業者などの関連機関と連携し、推進します。

また、長期的視点で、新たなタイプの公共交通システムの導入検討や都市政策や観光・産業振興と連携した取組、市民の意識啓発など、自家用車への過度な依存を抑え、公共交通の利用増進を促進します。

### ○バス事業の状況

平成14(2002)年の「市内一周バス」の運行開始、豊崎開発の進行に伴う路線バスの延伸、那覇空港から「アウトレットモールあしびなー」への民間による「無料シャトルバス」の運行など、本市のバス路線は徐々に充実してきており、利便性が向上しています。

本市では自家用車への依存度が高く、地域によってはバスの停留所までの距離があるなど、必ずしも満足すべき状況にはありません。バス事業の維持・充実や「交通弱者(高齢者・障害者等の車を運転できない人)」の利便性向上などに向け、バスが利用しやすい環境づくりをバス事業者と連携して進めていく必要があります。

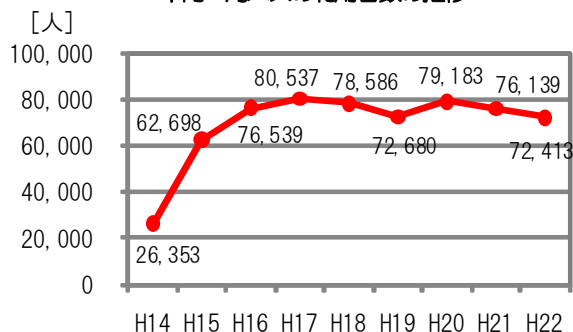
### ○新たな公共交通の検討

路線バスを運営しているバス事業者においては、いずれも厳しい経営状況にある中、国や県、民間事業者と連携を図りつつ、新たな公共交通の検討を行っていく必要があります。

### ○公共交通利用への転換

バス事業等の公共交通を維持・充実し、交通渋滞緩和や環境負荷を軽減するためには、自家用車への過度な依存から公共交通利用への転換を、行政・市民が意識的に進めていくことが求められます。そのためには、公共交通が利用しやすいまちづくりや市民の意識啓発など、総合的な取組が必要となります。

市内一周バスの利用者数の推移



※各年度ともに前年10月から当年9月まで  
※平成14年4月1日より運行開始

資料：市民課

市内一周バス



市内一周バスルート図



### (1) バスサービスの維持・充実

バス事業者をはじめとする関係機関と連携して、バスルートの検討や、停留所をはじめとする施設の充実、IT（情報通信技術）を活用するなどした運行情報の提供、利用促進キャンペーンなどを支援します。

那覇市や那覇空港へのアクセス性向上の観点から、「沖縄都市モノレール ゆいレール」との接続性の維持にも努めます。

### (2) 新しいタイプの公共交通の検討

バスの停留所から離れた「公共交通不便区域」に居住する人や高齢者・障害者等の「交通弱者」のため、法令の規制緩和などの流れを踏まえつつ、「福祉タクシー<sup>※1</sup>」や「コミュニティバス<sup>※2</sup>」といった交通機関の導入の可能性や、民間の送迎バスやスクールバスなどの活用も検討します。

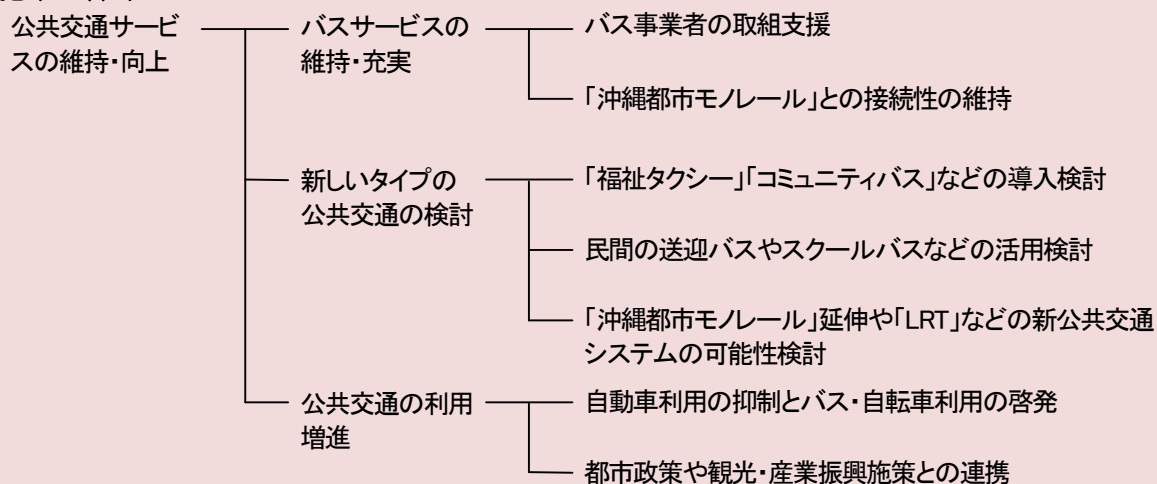
平成 15（2003）年に那覇市内を巡る「沖縄都市モノレール ゆいレール」が開業し、現在は北側（首里以北）への延伸計画があることから、周辺市町や関連機関と連携し、南部地域への延伸要請や「LRT<sup>※3</sup>」などの新しいタイプの公共交通システムの研究を行い、長期的視点で可能性を検討します。

### (3) 公共交通の利用増進

沖縄県やバス事業者などと連携して、不要不急の自動車利用の抑制とバス・自転車利用促進のキャンペーン、バス利用者へのインセンティブ（優位性）の付与などを検討し、環境や人にやさしいまちづくりと、家用車に過度に依存した現状の改善に努めます。

また、公共交通の利用促進に向けて、市街地を分散させずコンパクトにまとめる都市政策（「コンパクトシティ<sup>※4</sup>」の形成）や、観光・産業振興施策とも連携した総合的な取組を検討します。

#### 施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
「交通網の整備」の満足度	22.7%	25.0%	30.0%

#### 【用語解説】

※1 福祉タクシー：身体障害者や高齢者など、移動に大きな制約を伴う人々を対象にするタクシー

※2 コミュニティバス：地域住民の交通の利便性向上を目的に、地方公共団体が運行に関する乗合バス

※3 LRT：Light Railway Transit 欧米や富山市等で導入されている近代的な路面電車

※4 コンパクトシティ：都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市

みどりを創出し市民の憩いや健康づくりの場となる公園・緑地の整備については、「都市公園<sup>※1</sup>」などのバランスのとれた整備・配置に努めるとともに、地域特性に応じた個性ある公園づくりや、小公園・広場など「一息つける空間」の創出も検討します。

また、ボランティアや「指定管理者制度<sup>※2</sup>」の活用など、市民や事業者との協働による、安全で魅力ある公園・緑地の維持管理に努めます。

### ○公園・緑地の整備状況

本市で供用開始している都市公園は県営公園1箇所を含む28箇所です。近年、豊崎海浜公園や豊崎都市緑地といった大規模な公園・緑地の部分供用を始め、わんぱく広場、豊崎にじ公園、豊崎野鳥観察広場、そして豊崎南緑地が新規に整備されたことから、平成21（2009）年度末現在の市民1人当たりの公園面積は5.91㎡/人と、整備水準は向上してきています。「豊崎海浜公園」などについては引き続き整備を進めており、平成27（2015）年度に整備が完了する予定です。

また、都市公園とは別に、集落地域における農村公園が5箇所あり、民間事業者による宅地開発に伴い設置された小規模な公園もあります。

今後も、市民の憩いの場として都市公園や農村公園などバランスのとれた計画的な配置や緑地の創出を図っていくことが求められます。

### ○公園・緑地の維持管理

美化ボランティア活動支援制度により、地域住民の公園内の維持管理（除草・清掃など）の機会も増加してきています。また、指定管理者制度を活用した、市民団体や事業者による公園管理の事例もあります。

しかし、今後は老朽化が進む公園施設の修繕にかかる費用が増大することが予想されることから、公園利用者の安全安心を図るとともに、将来の改築に係るコストの低減を図ることが重要となっています。また、市民や事業者と連携して、適切な公園・緑地の維持管理を継続していくことが必要です。

#### 都市公園の整備水準

	都市公園合計		都市計画 区域内人口 (千人)	1人当たり 公園面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)		
豊見城市	28	33.71	59	5.91
那覇広域計	420	530.48	798	6.65
沖縄県計	729	1,397.01	1,311	10.66

※平成21年度末現在

資料：沖縄県

豊崎海浜公園



兄ィニイの丘



#### 【用語解説】

※1 都市公園：「都市公園法」に基づき設置する公園

※2 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

### (1) 都市公園の整備

豊崎海浜公園や豊崎都市緑地など、未整備「都市公園」の整備を推進します。豊崎海浜公園においては、運動施設を始め散策路や自然観察スポットなど自然環境に親しめる整備の工夫やプログラムの充実を図ります。

都市公園の整備は着実に進んでいるものの、豊崎地区などに偏っている傾向があるため、市内の各地でバランスのとれた配置に努めます。また、親水公園・歴史文化公園・花のある公園・農村公園など、地域特性に合った個性ある公園の整備に努めます。

公園づくりに当たっては、計画段階からの市民参加を推進します。

### (2) 小公園・広場・緑地の整備

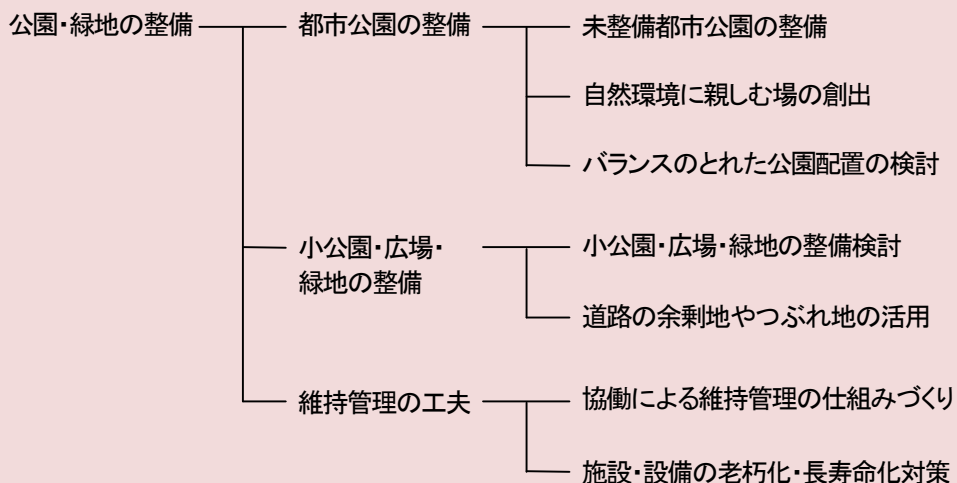
都市公園など根幹的な公園整備を着実に進める一方で、民間事業者による宅地開発に伴い設置される公園・緑地、道路わきや集落内の小空間などを活用して、小公園や小広場の整備も検討します。生活道路の余剰地やつぶれ地などを利用し、ベンチの設置や木陰をつくる樹木を植栽するなど、市内各所に「一息つける空間」の整備を検討します。

### (3) 維持管理の工夫

指定管理者制度の導入など市民や事業者との連携により、公園・緑地における日常的な維持・管理の仕組みづくりに努めます。

遊具などの安全性の確保を第一に、老朽化施設・設備の修繕や長寿命化対策を講じます。

#### 施策の体系



都市とみどりが調和するまちづくり

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
市民1人当たり都市公園面積	5.91㎡/人	7.45㎡/人	8.27㎡/人
都市公園面積	33.71ha (平成21年度末)	45.04ha	51.93ha

人口増や宅地の拡大など需要に応じた施設整備、耐震化・長寿命化による老朽化対策、水質の定期検査、「節水」意識の啓発など、将来にわたって安全でおいしい水道水を安定的に供給するため、水道施設の整備と維持管理に努めつつ、限られた水資源の有効利用を図ります。

### ○水道水の供給と施設整備の状況

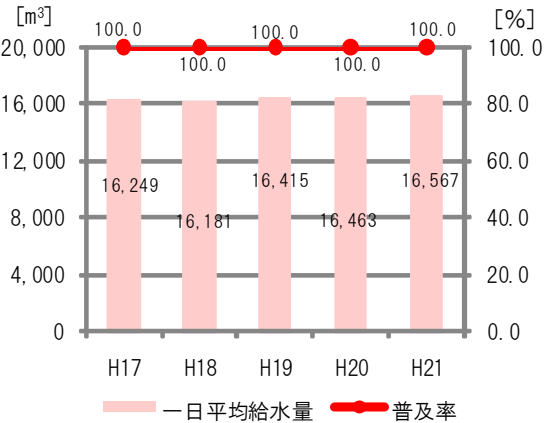
本市は饒波川や国場川などが流れているものの、水源に乏しいことから水道水には活用できず、長い間、井戸水などに依存してきました。しかし、昭和43（1968）年に水道事業を創設し、昭和52（1977）年度に上水道普及率100%を達成しました。平成21（2009）年度における1日平均給水量は16,567m<sup>3</sup>であり、沖縄県企業局から受水し市全域に供給しています。

本市では、都市の発展や人口増に伴い給水量は増加していることから、水道事業の拡張計画を継続してきました。現在は平成28（2016）年度を目標年度とした豊見城市水道事業中長期計画に基づき、配水池やポンプ場などの施設の整備、配水管の敷設と老朽化対策、漏水対策、耐震化などの基盤整備を進めているとともに、水質の安全性確保のための水質検査など、安全な水道水の供給に努めています。

### ○限られた水資源の有効利用

本市において人口増と宅地の拡大が続くなか、限りある水資源の有効利用を図るとともに、行政や市民・事業者などの利用者側に対して「節水」意識の啓発を図る必要があります。

給水に係る概況の推移



資料：水道部

渡橋名配水池



## (1) 水道水の安定供給

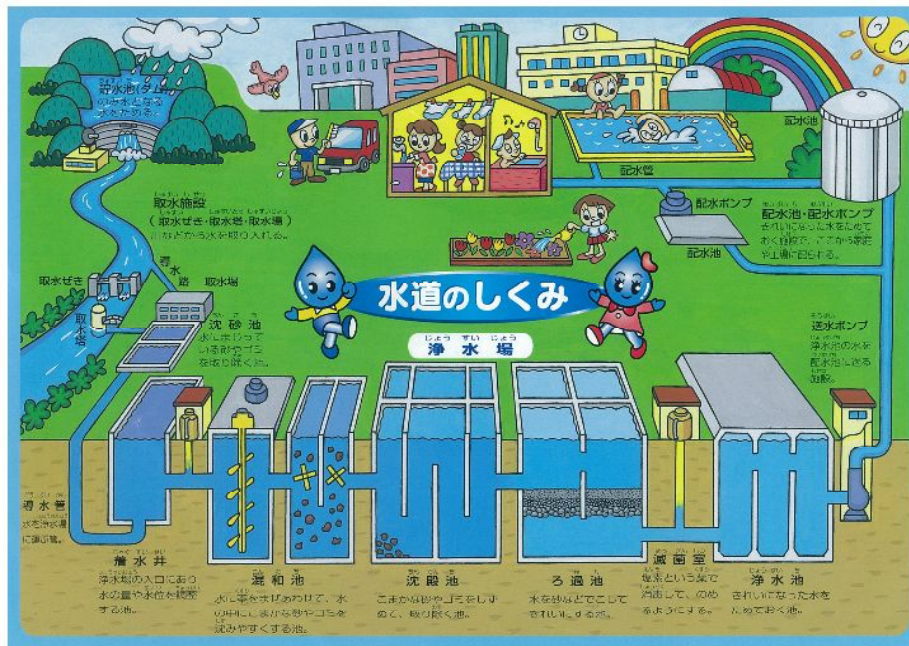
安全でおいしい水道水を安定的に供給するとともに、増加する人口や宅地の拡大などの需要に応えるとともに、災害時のライフラインを確保するための耐震化や長寿命化を考慮した施設整備や老朽化対策、配水池やその他給水関連施設の維持や管理、水質の定期検査などを実施します。

## (2) 水の有効利用の推進

漏水調査を実施し「有収率（有効に供給できる割合）」の向上に努めるとともに、雨水や地下水など多様な水資源の利用を促進します。

「水は有限な資源である」という認識に立って、水の有効利用と「節水」の普及・啓発活動を推進します。

水道のしくみ



### 施策の体系

水の安定供給

水道水の安定供給

水道需要への対応

施設の維持管理と耐震化・長寿命化

水の有効利用の推進

「有収率」の向上

多様な水資源の利用促進

「節水」の普及・啓発

目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
有収率	94.9%	95.1%	96.0%

本市の下水道の整備には公共下水道（汚水・雨水）、「農業集落排水施設」、「浄化槽」の3つがあります。本市の環境衛生と生活環境の向上を図るため、それぞれの地味状況に応じた整備を推進するとともに、市民に対する下水道施設への接続や「合併処理浄化槽※1」設置の啓発を行います。

また、下水道施設の老朽化対策においては、耐震化・長寿命化を図るとともに、適正な維持・管理に努めていきます。

### ○公共下水道（汚水・雨水）充実の必要性

本市の下水道整備の歴史は比較的新しく、昭和56（1981）年度に、公共下水道の整備事業に着手し、昭和60（1985）年10月から供用を開始しました。平成21（2009）年度末現在、全体計画面積924.3haのうち491.9haが供用開始しており、計画面積に対する整備率が約53.2%、人口普及率が約66.9%となっています。

豊崎地区の整備はほぼ完了し、今後は内陸部の市街地における未整備地域の早期整備を図る必要があります。計画区域外での整備要望もあり、今後整備を検討していく必要があります。

また、下水道施設の一部においては老朽化が懸念されており、耐震化や長寿命化に考慮した老朽化対策が必要とされています。

近年、集中豪雨が多発し、本市でも浸水被害がみられるため、雨水排水については、充実した施設（雨水排水管渠など）を整備していくことも重要となっています。

### ○農業集落排水施設の維持と整備検討

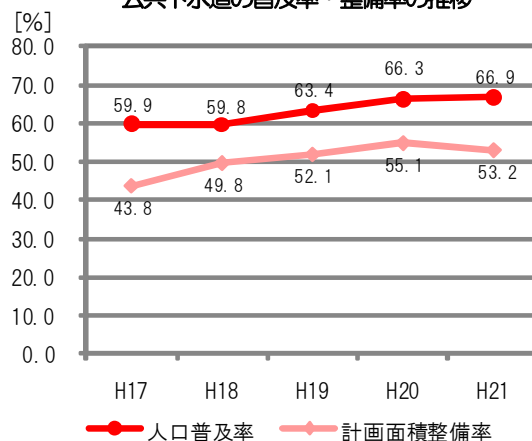
平成15（2003）年度に、保栄茂・翁長地区で集落地域における下水道整備である農業集落排水施設整備事業が完了しました。今後は、適切な施設の維持管理を行うとともに、接続率の向上を図る必要があります。

### ○浄化槽設置の啓発

生活排水の処理施設として、「公共下水道」「農業集落排水」とともに「浄化槽」があり、大きく「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」の2種類に分かれます。

浄化槽の設置者には一定の維持管理の義務が生じる一方で、浄化槽の設置に対する補助制度があります。本市で「浄化槽」を使用している家庭や事業所の大半は「単独処理浄化槽」となっており、生活雑排水は未処理のまま河川へ放流されている状況にあるため、「合併処理浄化槽」の設置を進めていく必要があります。

公共下水道の普及率・整備率の推移



※各年度ともに3月31日現在

※平成21年度に計画面積を拡大したため整備率が下がっている  
資料：沖縄県

汚水中継ポンプ場



#### 【用語解説】

※1 合併浄化槽：尿尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽は尿尿のみを処理する設備



### (1) 公共下水道（污水・雨水）の整備

公共下水道の計画区域において、汚水処理のための下水道施設の新規整備を段階的に推進します。今後は県道等の整備状況、社会情勢の変化や人口動態・分布の見通しを考慮し、効率的な施設整備に努めていきますが、基本的には内陸部の市街地における未整備地域の早期整備を図り、続いて計画区域外での整備検討というように段階的に進めていきます。また、老朽化が懸念されている污水管や中継ポンプ場などの施設について、耐震化や長寿命化のための整備を検討し、施設の改善を推進します。

公共下水道への接続環境が整っている区域では接続を啓発・要請し、接続率の向上に努めます。

また、浸水被害など対策が必要な箇所について、雨水排水管路などの施設整備に努めます。

### (2) 農業集落排水施設の活用

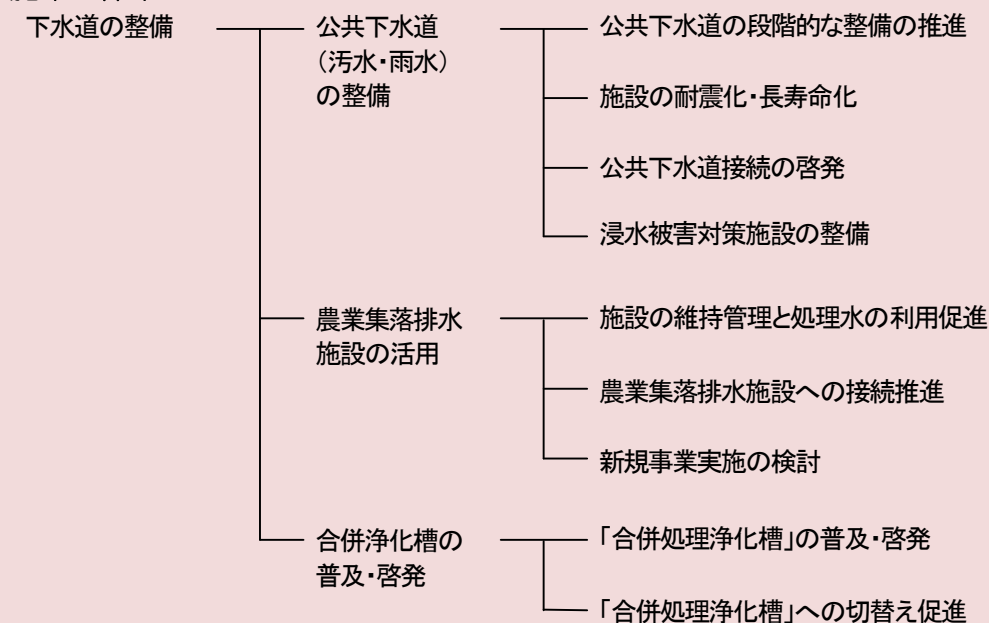
平成 15（2003）年度に農業集落排水施設の整備事業が完了した保栄茂・翁長地区では、施設の適切な維持管理を行うとともに、処理水の農業用水としての利用を推進します。また、受益地区での施設への接続を推進します。

### (3) 合併浄化槽の普及・啓発

公共下水道や農業集落排水施設の計画区域外では、補助制度を活用した「合併処理浄化槽」の設置を普及・啓発し、適切な汚水処理・排水処理を推進します。

また、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」への切替えを促進します。

#### 施策の体系



目標指標	実績値	2015年目標値	2020年目標値
下水道整備面積（污水）	492ha	524ha	556ha
下水道整備面積（雨水）	400ha	414ha	428ha